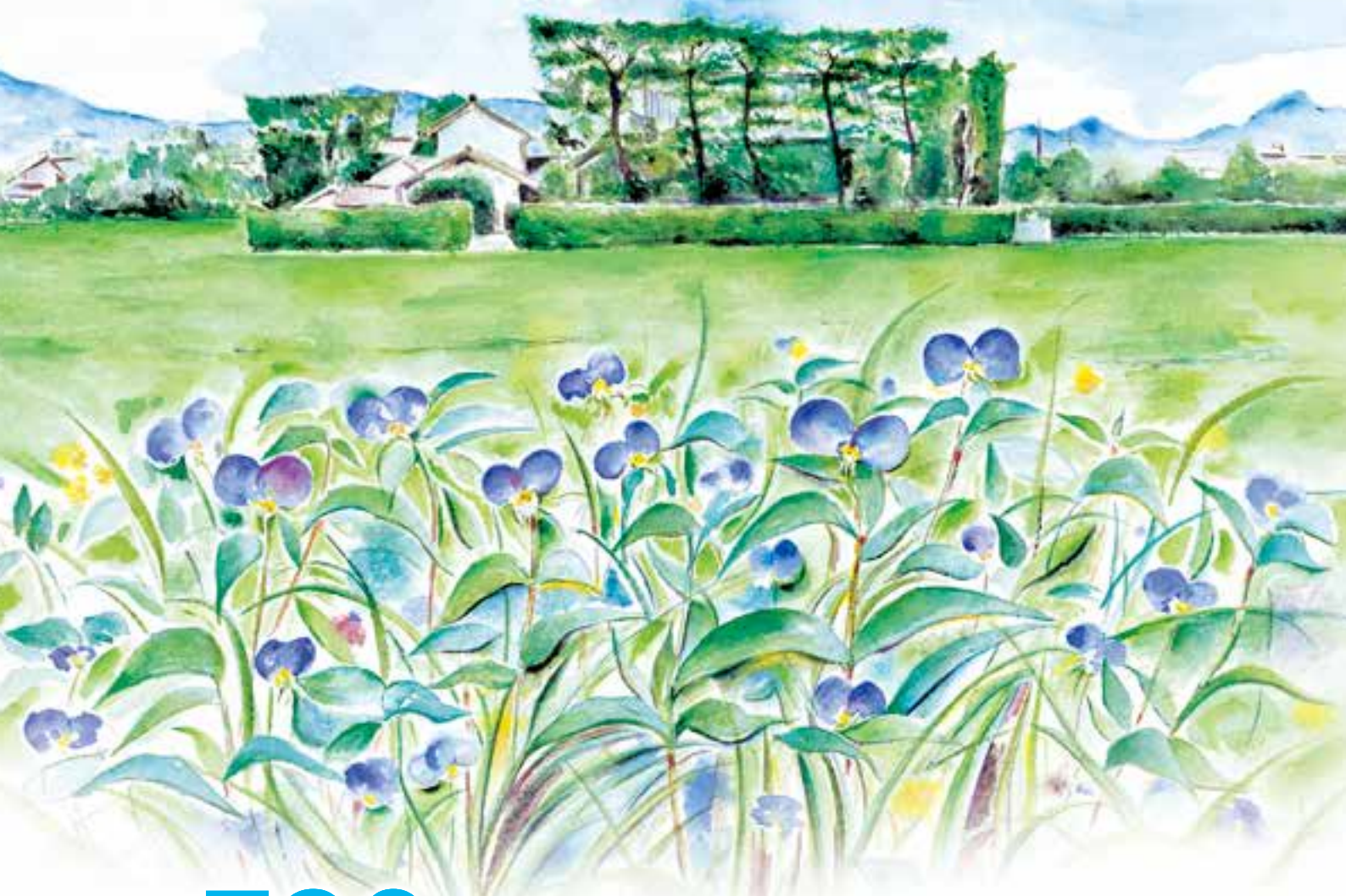


# 社会保険しまね



## No.786

「斐川町・築地松と夏草」  
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成25年4月末)		
	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,593 事業所	11,362 事業所
船舶所有者数	90 事業所	—
被保険者数	男 性	97,191 人
	女 性	70,003 人
	坑内員	4 人
	船 員	979 人
被扶養者数	—	107,164 人
厚生年金の受給権者数(25年2月末)	244,716 人	
年金額(25年2月末)(年金額には停止額を含む)	1,725億99百万 円	
健康保険の給付件数(4月分)	246,490件	
健康保険の給付額(4月分)	30億33百万 円	

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

## 日本年金機構からのお知らせ

### 「算定基礎届」の提出は、お済みでしょうか？

「算定基礎届」は、年1回、被保険者の皆様の標準報酬月額（健康保険・厚生年金保険の保険料計算、保険給付、年金給付の基礎となる金額）を見直すための大切な届です。この届出によって、本年9月以降の標準報酬月額が決定され、毎月の保険料が決まります。



提出期限は**7月10日(水)**です。  
 まだ提出されていない場合は、至急提出をお願いします。  
 なお、文書にて別途ご案内している「算定基礎届等提出時の受付調査」の対象事業所においては、受付調査時にご提出ください。

### ◆「70歳以上被用者」の各種届出は、75歳になった後も引き続き必要です

75歳になったこと等により後期高齢者医療制度の被保険者となったため、健康保険の資格を喪失した方(昭和12年4月2日以降に生まれた方)が、引き続き事業所で勤務する場合は、これまで同様に「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

なお、退職などにより使用関係が消滅した場合は「70歳以上被用者 該当・不該当届」を提出してください。



### 新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日	時間	会場
松江	8月20日(火)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)*
出雲	8月21日(水)		出雲市民会館(302会議室)
浜田	8月9日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

\*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

### 「年金委員」推薦のお願い

#### ◆ 年金委員とは ◆

厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金制度について広く国民の皆様を知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社や地域において普及啓発活動を行っていただくために設置されています。

年金委員は、**事業主や市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します**。活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会など地域において活動していただいています。

#### ◆ 「職域型」の年金委員 ◆

現在、全国で約12万人の方が年金委員として委嘱されています。

従業員の方々が知りたい情報について、知識を有する社員の方が職場内にいることはとても心強いものであり、職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。年金事務所では、年金委員の方に諸事サポートを行っており、本年11月には**年金委員研修会**を開催予定です。

趣旨をご理解いただき、まだ年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をいただきますようお願いいたします。手続きについては、管轄の年金事務所までお問い合わせください。



■年金委員について、詳しくは日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)の「年金委員のページ」をご覧ください。



## 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

### 傷病手当金について

傷病手当金は、被保険者の方(任意継続被保険者の方を除く)が業務外の病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な給与が受けられない場合に、生活を保障するために設けられている制度です。

#### 支給要件について

次の4つの要件すべてに該当したときに支給されます。

##### ①業務外の病気やけがでの療養中であること

医師の指示による療養であれば、入院、通院は問いません。

##### ②労務不能で仕事に就けない状態であること

労務不能とは、病気やけがで今まで従事していた仕事に服することができない状態をいいます。

##### ③連続する3日間を含み4日以上仕事を休んでいること

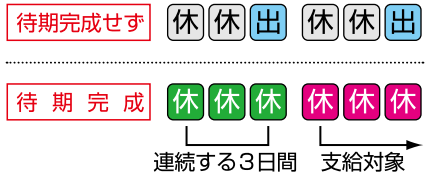
療養のために仕事を休み始めた日から連続する3日間は待期期間となり、4日目から支給対象となります。(待期期間には、有給や公休日も含みます)

##### ④給与の支払いがないこと

休んだ期間に対する給与の支払いがないこと。ただし、給与の支払いがあっても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、差額が支給されます。

POINT!

#### 「待期期間」の考え方



#### 支給期間について

支給開始日から最長1年6か月\*です。\*「1年6か月」は暦の上での期間となります。同一の傷病(関連する傷病を含む)に関しては、支給開始日から最長1年6か月の間で、支給要件を満たしている期間について支給されます。

#### 支給金額について

1日について標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。ただし、給与の一部が支給されている場合には、傷病手当金との差額が支給されます。

#### 退職後の傷病手当金について

被保険者が退職した場合でも、次の3つの要件すべてを満たしていれば、引き続き支給を受けることができます。

##### ①退職日までに、1年以上継続して被保険者期間があること(任意継続被保険者期間は除く)

##### ②退職時に、傷病手当金の支給を受けているか、受けられる(上記「支給要件」の①～③を満たしている)状態であること

##### ③失業保険を受けていないこと(※求職申込日以降の傷病手当金は支給されません)

#### 申請方法について

「傷病手当金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、勤務状況・賃金支払状況に関する事業主の証明と労務不能に関する医師の意見を記入してもらい、協会けんぽまでご提出ください。

#### 主な添付書類

- ・初回申請時には、出勤簿又はタイムカードのコピー及び賃金台帳のコピー(請求期間+その前1か月)
- ・役員等で出勤簿や賃金台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議議事録のコピー
- ・障害年金や老齢年金を受給されている方は、年金額改定通知書又は年金額振込通知書のコピー

【手続きに関するお問い合わせ先】 協会けんぽ島根支部業務グループ TEL0852-59-5144

今月のおすすめ

## 健康レシピのご紹介【あじの香味漬け】



#### ★材料(2人分)

- ・刺身用あじ.....2尾
- ・紫たまねぎ.....1/2個
- ・貝割大根.....1/4パック
- ・しそ.....4枚
- ・みょうが.....2本
- ・生姜.....20g
- ・ポン酢しょうゆ.....大さじ1と1/2
- ・すりごま.....少々

#### ★作り方

- (1) あじは刺身にさばいてカットする。
- (2) 生姜、みょうが、しそは千切り、紫たまねぎもスライスする。(生姜はすりおろしてもよい)
- (3) あじに生姜、みょうが、すりごまとポン酢しょうゆを入れて漬けこみ、冷蔵庫で冷やす。
- (4) 器に盛りつける。 《レシピ提供：社団法人島根県栄養士会》

〈1人分〉  
 カロリー 147kcal  
 塩分 1.3g  
 たんぱく質 22.2g

島根支部ホームページサイト「へるし〜まね」では健康づくりに役立つレシピをご紹介します。ぜひご覧ください!

協会けんぽ島根

検索

# 出張年金相談についてのお知らせ 8月～9月



◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

地区	会場	相談日		時間	
松江	奥出雲町	仁多庁舎	8月2日(金)	9月6日(金)	10:00～15:30
		横田庁舎	8月23日(金)	9月20日(金)	
	雲南市	三刀屋総合センター	—	9月18日(水)	10:00～15:30
	隠岐の島町	隠岐の島町ふれあいセンター	8月14日(水)	9月4日(水)	13:00～16:00
			8月15日(木)	9月5日(木)	9:30～12:00
	海士町	海士町役場	—	9月26日(木)	9:30～12:00
西ノ島町	黒木公民館	—	9月25日(水)	13:00～16:00	
出雲	大田市	大田市役所	8月28日(水)	9月25日(水)	10:00～15:00
	益田市	益田市民学習センター	8月27日(火)	9月24日(火)	10:00～15:00
浜田	川本町	川本庁舎	8月8日(木)	—	10:00～15:30
	津和野町	日原公民館	8月23日(金)	—	10:00～15:30
	吉賀町	六日市庁舎	—	9月20日(金)	10:00～15:30

※年金相談についての注意事項は、毎月の納入告知書に同封します「日本年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

## お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## (一財)島根県社会保険協会からのお知らせ

### 平成24年度の事業結果並びに決算が承認されました

去る6月7日出雲市で開催されました平成25年度定時評議員会で、平成24年度事業結果、並びに決算が全会一致で承認されました。(今回から貸借対当表数値を掲載しています)

事業結果、及び決算の詳細は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますので、ご覧ください。

なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りいたしますので、電話等によりご連絡ください。

●流動資産合計	5,188,469円
●流動負債合計	477,462円
●固定資産合計	23,984,500円
●固定負債合計	3,924,500円
●正味財産合計	24,771,007円

### 浜田・江津地区第3回ソフトボール大会結果

去る6月16日(日)、浜田市ソフトボール協会のご協力をいただき、第3回浜田・江津地区大会(石見海浜公園グランド)を、参加5チームのトーナメント戦で開催しました。結果は右のとおりでした。

[ホームページに写真などを載せていますのでご覧ください。]

**優勝** 社会福祉法人わかば会

**準優勝** 島根さんれいマイナース

### 事務担当者向けに「社会保険実務基礎講座」を開設します

平成25年9月～平成26年1月の間、10回に分けて、平成25年度版「社会保険の事務手続」の解説をしますので、受講されませんか。

<b>テキスト</b>	平成25年度版「社会保険の事務手続」(初回時に別途配布)	<b>募集人員</b>	25名(既に、HPで一定人数枠を募集しています)
<b>会場</b>	松江市総合文化センター(プラバホール)視聴覚室	<b>受講料</b>	会員事業所の事務担当者は無料 会員事業所以外の受講者は別途参加費 (2千円程度)をご負担頂きます。
<b>期日</b>	<b>[9月]</b> 4日(水)19日(木) <b>[10月]</b> 2日(水)16日(水) <b>[11月]</b> 6日(水)20日(水) <b>[12月]</b> 6日(金)18日(金) <b>[1月]</b> 8日(水)22日(水)	<b>講師</b>	社会保険労務士他
<b>時間</b>	13:30～16:30	<b>申込み</b>	電話で直接当協会(0852-27-5059)まで申し込んでください。
<b>受講対象者</b>	事業所で一定期間社会保険事務を経験し、毎月2回の受講が可能の方。(会員事業所の担当者優先)	※今回の開設場所は松江のみです。受講に係るその他の費用は受講者で負担願います。(駐車料金200円など)	

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻786号◆ 発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部 2013.7.20発行 ※次回の発行については平成25年9月を予定しています